

広報 はむら

8月15日号
令和5(2023)年

愛情ギュッとず〜っとはむら

7月1日、町内会連合会主催の
防災リーダー講習会が行われました。
37人が参加して、普通救命講習や放水
体験をしたんだって。
いざという時の備えは大事だりん♪



広報はむら
令和5年8月15日号

令和5(2023)年8月15日発行 第1099号
【発行】羽村市 【編集】羽村市秘書広報課
URL = <https://www.city.hamura.tokyo.jp/>
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1 ☎042-555-1111 ☎336 FAX 042-554-2921

URL = <https://www.city.hamura.tokyo.jp/>
〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1 ☎042-555-1111 ☎336 FAX 042-554-2921



公園等指定管理者ウイングパークから

「ドッグパーク」行います！

犬の自由な遊び場の提供や飼い方のマナー啓発の一環として、公園の一部をドッグパークとして開放します。

日時 9月2日(土)・9日(土) 午前9時30分～正午
会場 プリモパークむさしの(武蔵野公園) 野球場内
料金 200円(清掃協力費) ※施設清掃や消毒の費用として使用します。

利用上の注意

- ・犬鑑札の着用および狂犬病予防注射を受けていること。
 - ・犬の排泄物やゴミは飼い主が持ち帰ること。
 - ・犬の体重や体格などに応じたエリア分けはありません。
 - ・犬や飼い主間のトラブルには一切責任を負いません。
 - ・マナー啓発の一環のため、マナー違反者には退場していただく場合があります。
- ※詳しくは、公園等指定管理者ウイングパークの公式 Facebook をご覧ください。



▲ウイングパーク
公式 Facebook

問合せ 公園等指定管理者ウイングパーク ☎ 507-7626 / 土木課公園管理係 ☎ 282

はい！

こちら消費生活センター

電話勧誘販売・送り付け商法についての相談が
増えています
問合せ 消費生活センター ☎ 641

申し込んだ覚えのない商品が突然届いたり、電話勧誘を断つたのに健康食品などが届いたりする「送り付け商法」の相談が多数寄せられています。

【事例】

「以前に買ってもらったことがある事業者」と名乗り、自宅に「海産物のセットを購入しないか」と電話がかかってきた。こちらの住所や名前を知っていたため強く断ることができず、商品が届いてしまった。開封したところ、電話での商品説明と違い、値段に見合う商品ではなかった。今思えば過去に商品を購入したのかも疑わしい。代金振込用紙が同封されているが、解約したい。

【回答】

一方的に送り付けられた商品を受け取ったり、開封してしまったりした場合でも、代金を支払う義務はありません。電話勧誘で購入に同意してしまっただけの場合も、※契約書面を受け取った日から8日間は「クーリング・オフ(契約の無条件解除)」を

することができません。相談者から事業者にクーリング・オフ通知を送り、着払いで商品を送り返してください。

【トラブル防止のアドバイス】

- ◎ 不用・不審な電話勧誘は…「きっぱり断る」「すべに切る」
- ◎ 頼んだ覚えのない商品が届いたら…商品に「受け取らない」、代引配達は「支払わない」
- ◎ 代引配達代金の支払い後に事業者と連絡が取れず、代金を取り戻せなくなるケースもあります。
- ◎ 電話勧誘で商品の購入に同意してしまっただけの場合は…「クーリング・オフ」
- ※ 契約書面：電話勧誘販売をする業者は契約締結後に消費者に対して販売業者名や連絡先を記載した書面を交付しなければならないとされています。

不安に思った時、トラブルがあった時は早めに消費生活センターに相談してください。

